

報告第19号

平成27年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度おいらせ町
健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付し別紙のとおり
報告する。

平成28年 9月 1日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

1 健全化判断比率

健全化判断比率		備 考
実質赤字比率	— (14.18%)	実質黒字比率 3.33%
連結実質赤字比率	— (19.18%)	連結実質黒字比率 17.81%
実質公債費比率	13.3% (25.0%)	
将来負担比率	33.0% (350.0%)	

* () の数値は早期健全化基準の比率

2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
病院事業会計	— (20.0%)	・令第17条第1号の規定による事業の規模 854,202千円 ・資金剩余比率 100.5%
公共下水道事業特別会計	— (20.0%)	・令第17条第3号の規定による事業の規模 139,649千円 ・資金剩余比率 3.4%
農業集落排水事業特別会計	— (20.0%)	・令第17条第3号の規定による事業の規模 27,844千円 ・資金剩余比率 7.0%

* () の数値は経営健全化基準の比率

* 「令」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令